

「地域共生社会の実現に向けて」 (重層的支援体制整備事業について)

厚生労働省 九州厚生局

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

〔高齢者を対象にした相談機関〕

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮
者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

〔障害者を対象にした相談機関〕

基幹相談支援センター 等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居（8050）
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア） 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

子ども・子育て
家庭

〔子ども・子育て家庭を対象にした相談機関〕

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、**一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

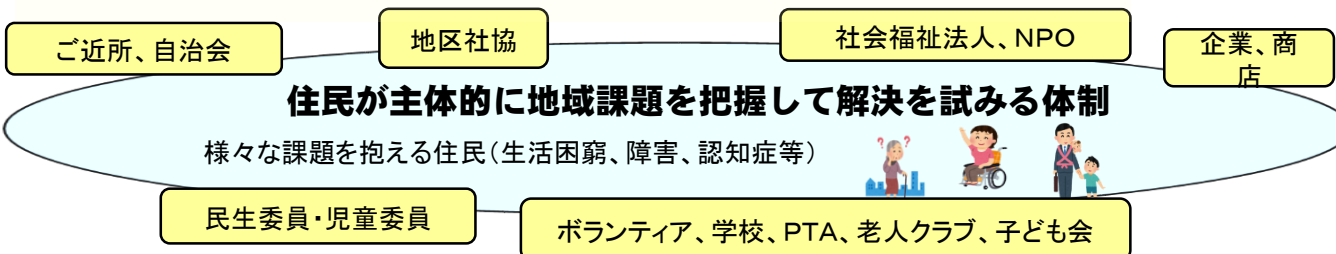
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）

（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることが出来る体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

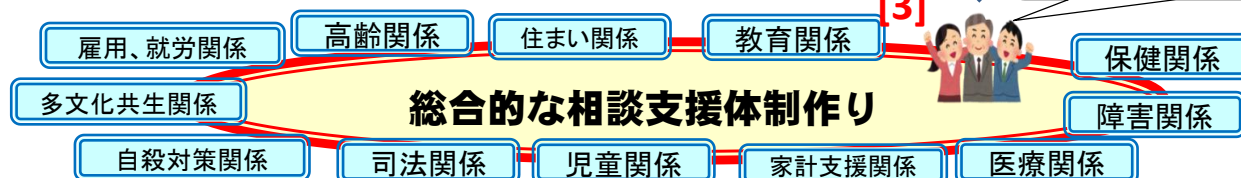
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、**相談支援包括化推進員を配置**し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算：39億円

(令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

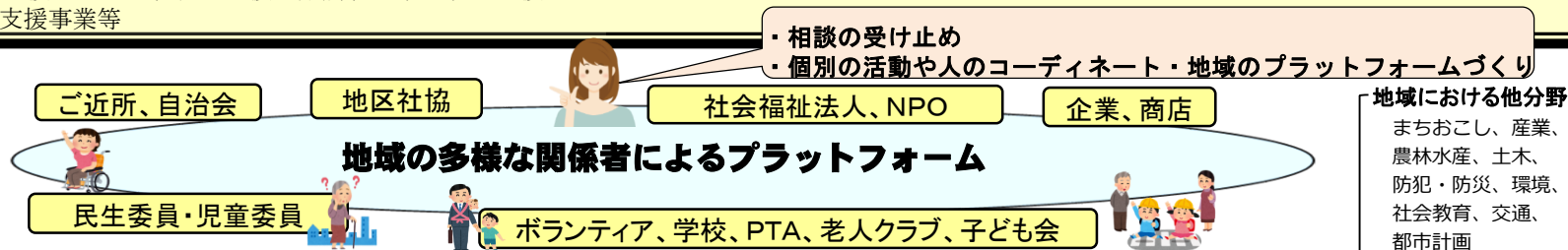
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

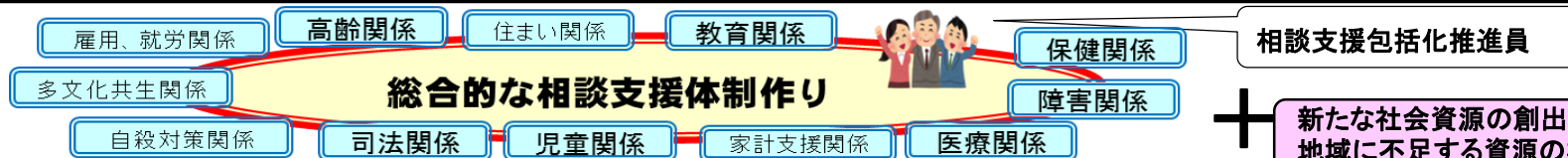
◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

モデル事業の効果 -1

- 各市町村から様々な**モデル事業の効果**が挙げられている
- 各分野が連携して取り組む重層的支援体制整備事業を実施する際も、同様の効果が期待できるものと考えられる。

➤ 職員の意識変化が生じた・意識が高まった

- ・相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけが必要との認識
- ・「対応する制度がないから対応しない」ではなく、まずは受け止め・関わりをつくること重要という姿勢に変わった
- ・世帯全体の課題を捉えようとする視点に変わった
- ・町全体の課題として考え、課題解決に向き合うようになった
- ・多機関で検討しようという意識に変わった
- ・多職種で解決することを考えるようになった
- ・各課の事業が見える化され、後方支援を行う意識ができた
- ・縦割り意識が少なくなった

➤ 相談件数・支援件数の増加

- ・窓口を設置することにより、相談があがってくるようになった

➤ 世帯として課題を抱えているケースの顕在化

- ・分野ごとの業務紹介・事例検討の実施により複合的な課題を抱える世帯の存在・実態がわかるようになった

➤ 連携会議が設置・開催された

- ・複合的な課題を有するケースに対する支援会議が開催されるようになった
- ・定期的な情報交換会を開催
- ・地域共生ケース会議を設置し、ケースのまとめ役を置く形とした

モデル事業の効果 -2

➤ 分野（部署、専門性）を超えた連携ができるようになった

- ・教育と福祉の連携により課題を共有できた
- ・エリアディレクター会議を中心に、教育委員会と福祉部の情報共有が進んだ
- ・（分野を超えた）担当者同士のつながりができた
- ・社協が中心となることで縦割りの弊害がなく、途切れない支援体制が構築できた
- ・既存の相談機関が把握していた複合問題ケースについてのつながりが増えた
- ・相談支援機関からの相談・照会が増えた
- ・個別ケース会議の開催・参加への協力が得られやすくなった
- ・在宅福祉系連携会議により連携が活性化し、情報共有が進んだ
- ・関係機関の役割分担が明らかになった
- ・研修（会）の開催につながった
- ・支援困難事例を適切な支援につなげることができた
- ・課題解決の方向性が確認できた、SVの助言により支援が円滑に進んだ
- ・企業・団体等とともに職業体験ができる場「こえる場！」の開拓をはじめた

➤ 副次的な効果

- ・職場の雰囲気がよくなった
- ・他分野の政策（公共交通、住宅等）に福祉部門の意見が求められるようになった
- ・地域の互助組織ができた／交流が増えた
 - * 地域の住民同士の互助組織「おすそわけ隊」が発足した
 - * 防災となり組や集落活動センター・あったかふれあいセンター等の地域の拠点施設やその職員との交流が増えた

※ モデル事業の効果とともに、課題として挙げられたもの

- ・会議が増加した
- ・対応が進むまで、担当課が抱える案件が増えてしまう
- ・解決に至らず、見守り継続等の対応となる案件が増えてしまう／どこまで関わるべきかがわからない

モデル事業の効果 -3

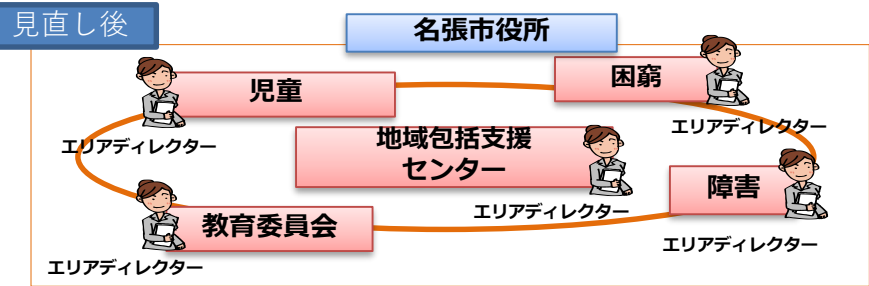
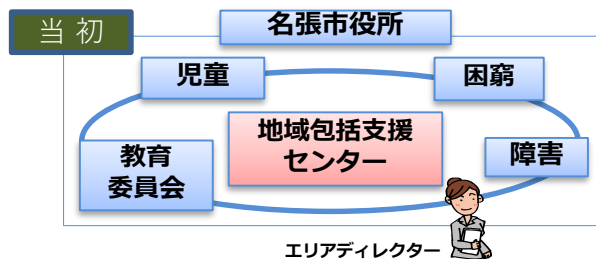
●モデル事業の実施によって対応できるようになったケースとして挙げられた具体例（一例）

- ・手帳を有していない精神障がい者などがいる世帯で家族の支援が得られないケース
- ・ 8050問題
- ・ ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース
- ・ 相談がないケースに対してアウトリーチや自立相談支援の周知等支援者側からの働きかけができた
- ・ 本人の同意がなかなかとれないケース、SOSの発信がないケース
- ・ 認知症初期の方々
- ・ 認知症本人ミーティングを立ち上げ、本人の声を聞ける場をつくったことで柔軟性が増した
- ・ 離婚、DV等含む家庭内不和に関する相談
- ・ ごみ屋敷の相談
- ・ アルコール問題を有しているケース
- ・ 親亡き後の障害者ケース

包括的な支援体制の整備における体制変化

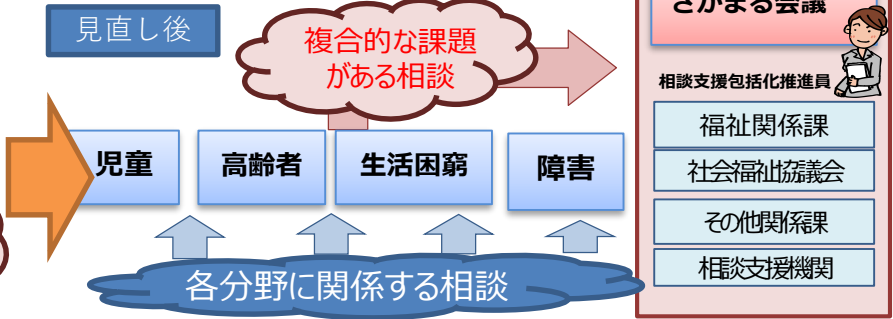
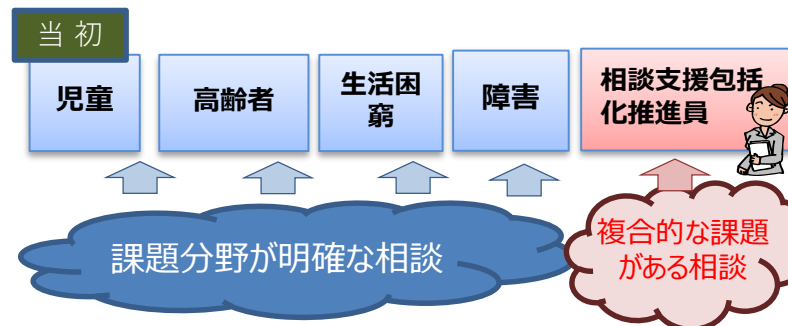
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなかった。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受付け、**ワンストップ**で対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。



【参考】

都道府県による 市町村への後方支援事例

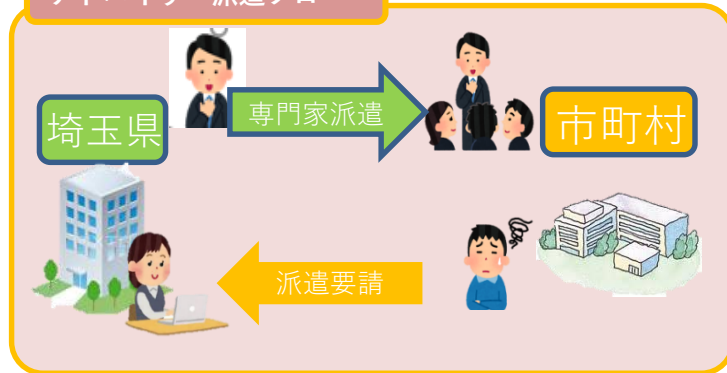
埼玉県における市町村支援について(アドバイザー派遣)

- 埼玉県では、市町村の総合相談支援体制（包括的な相談支援体制）の構築を支援するため、市町村の要請に基づきアドバイザーを派遣し、市町村の実情に応じた技術的助言を行っている。

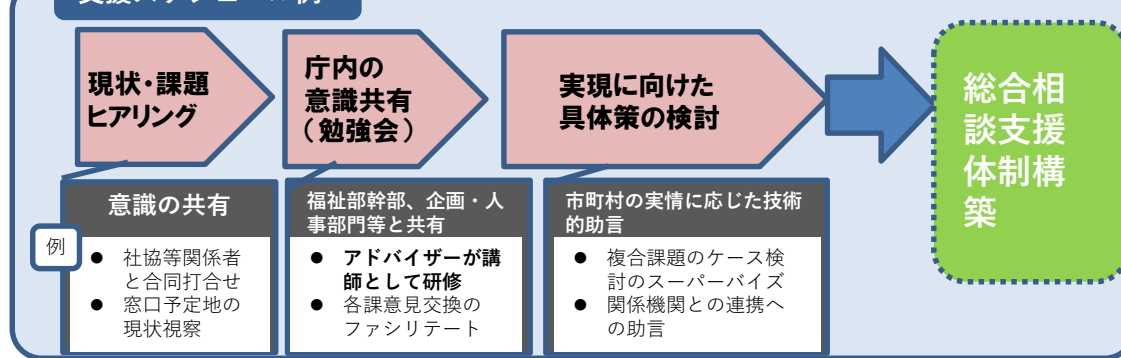
取組内容

- ・平成30年度から令和2年度の3年間で、20市町（管内63市町村のうち）からの要請を受けて、**総合相談支援体制構築に知見のある専門家（学識経験者・元市町村職員など）を派遣（県職員も同行）**
- ・派遣希望の自治体に、総合相談支援体制の構築に向けての**手引きを提供・共有**。
- ・関係課、関係機関の**管理職を対象とした研修・意見交換会**の開催。
- ・窓口の担当職員を対象とする勉強会を開催、職員が抱える疑問に対する具体的な解決策を提供。
- ・既存の各課のアセスメントシートを、共通ツールとして使用するための改良アドバイス。

アドバイザー派遣フロー



支援スケジュール例



成果

- ・アドバイザーを派遣した市町のうち、**新たに4市町※が総合相談支援体制を構築**

※ 埼玉県に報告があった市町数

大分県における市町村支援について(研修)

- 大分県では、市町村における包括的な支援体制の構築にむけて、その中核を担う人材を養成するため市町村職員・相談支援従事者（受講者）向け研修を実施。
- 県・県社協職員に加え、**市町村職員や相談支援従事者を交えた研修企画チーム（作業部会）**が研修の概略から具体までを協議・進捗管理し、市町村にとって実行性のある研修を企画。

研修フロー

第1回作業部会

- ・研修の概要
- ・方向性の協議

【作業部会のメンバー】

- ・県・県社協・市町村・市社協・自立支援機関
- ・地域包括支援センター・生活支援コーディネーター

第2回作業部会

- ・前半振り返り
- ・後半の協議

第3回作業部会

- ・進捗管理
- ・共通講義の協議

相談支援包括化

地域力強化

講義（1日間）

《狙い》
地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について学び、共通理解を深める。

《内容》
・地域共生社会に関する背景及び概要
・国及び県内の動向
・地域福祉概論

専門講義（2日間）

《狙い》
関連制度の理解を深める
《内容》
・関連制度の概要
・事例に基づくワーク

専門講義（2日間）

《狙い》
地域住民との協働とニーズ把握の手法を学ぶ
《内容》
・ニーズ把握の方法
・先進事例の学習

フィールドワーク（1日間）

《狙い》
受講者に加え**市町村関係課も集まるブロック別研修**を開催し、今後の自身のまちの地域共生社会像についてワークし現状理解や学びを共有。

《内容》
・圏域別にワーク、**作業部会メンバーがファシリテーター**

共通講義（1日間）

《狙い》
これまでの学習を活かし、実現に向けた具体的手順イメージを発表し、受講後の活動イメージを高める。

《内容》
・解決方法の検討に関するワーク
・受講内容をアウトプット

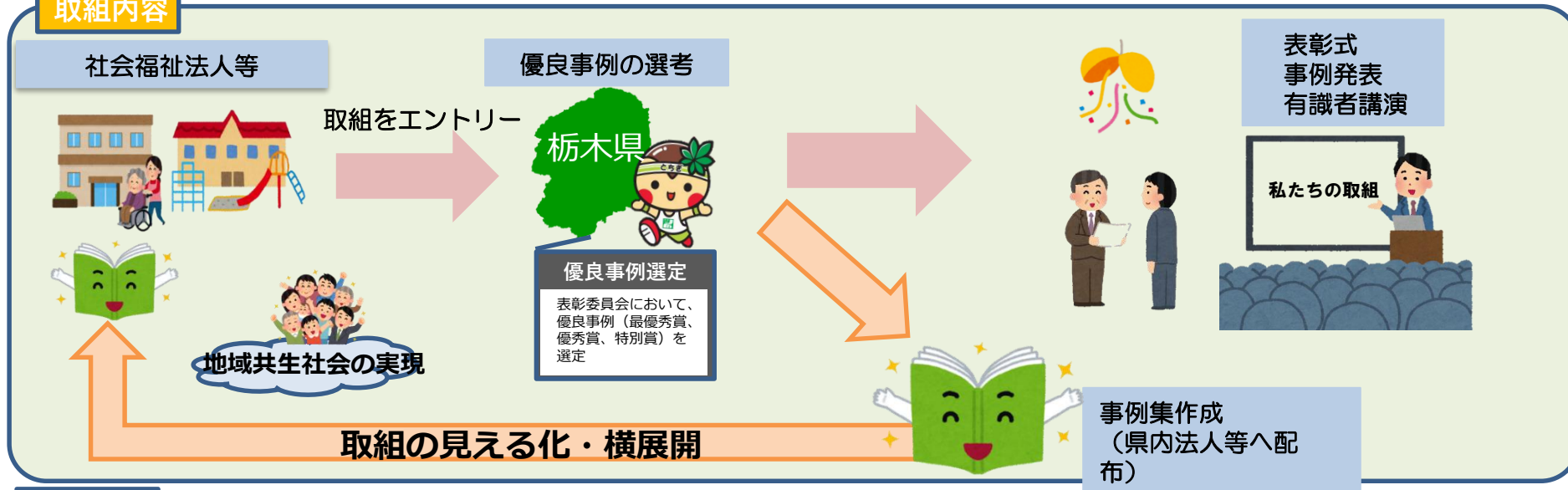
成果

- 研修の受講後には、
 - ・受講者の市町村において包括的な支援体制の構築に向けた活動をする
 - ・受講体験や現場の経験を活かし**将来の研修企画チームメンバーとして参画**するなどの役割が期待できる。

栃木県における社会福祉法人等による公益的取組の促進

- 栃木県では、県内の社会福祉法人やNPO法人等による、地域のニーズに応じた創意工夫ある福祉サービスや支え合い・助け合い活動を促進するため、**法人の取組事例を募集し、フォーラムにて優良取組事例の発表をするとともに表彰**を行っている。
- また、**法人の取組事例集を作成・見える化し、県内の市町及び法人等へ配布・横展開**することで法人等の取組促進を図っている。

取組内容



成果

- ・ 社会福祉法人やNPO法人等の取組が促進されるとともに、**市町の取組と協働することにより、地域における様々な支え合い等の理念の浸透や活動の促進が期待される**

青森県における市町村支援（計画策定、調査）

- 青森県では、地域福祉支援計画に、市町村における包括的な相談支援体制の構築を記載し、関係施策を実施。
- 地域福祉の推進を目的に、県内の介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関や市町村社協等を対象に、複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況、コミュニティソーシャルワーカーに関する調査を実施。
- 地域福祉支援計画を土台に、県において市町村支援を担う体制を構築するとともに、調査で把握した課題に対応した施策を実施し、市町村における包括的な支援体制の構築を推進。

取り組み概要

地域福祉支援計画（第2次／平成29～32(令和2)年度）

地域福祉支援計画において、「**青森県型地域共生社会**」の実現を基本目標とし、具体的な推進施策に、**包括的な相談支援体制の構築**などを盛り込む

「青森県型地域共生社会」の概念図



相談支援機関調査

- ・ 介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関向け調査、住民向け調査により、現時点の県内の地域福祉の現状を把握

相談支援機関向け調査結果（抜粋）

- (1) 受付機関から担当機関へ連絡してつなぐケースが多い一方で、担当機関の情報を相談者へ伝えて終わっているケースも多い。
⇒ **受付機関から担当機関への直接・確実なつながり**が必要
(例：自立相談窓口の同行によるつながり)
- (2) 相談機関同士の連絡連携はスムーズと感じる機関が多い一方で、他機関への知識の少なさが連携の壁に。
⇒ **他機関・他制度の知識を得る**ことがさらなる連携につながる。
- (3) 「8050」はじめ複合課題を抱える世帯への対応の増加
⇒ **複数機関をコーディネートする機関（協働の中核となる機関）**が必要

- **オーダーメイド型の市町村支援**
- **地域ごとの県独自のモデル事業**
- **多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業**
(包括的支援体制における広域的取組) などを実施

成果

- 県の地域福祉支援計画に基づき、市町村の包括的な支援体制の構築を積極的に支援しており、県内町村部を中心に体制整備が徐々に進んでいる。
- **介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関を対象に横断的な調査を実施**することで、県全体の実態把握をもとに各市町村における課題設定や体制検討に役立てている。

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。

- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。

＜最終とりまとめで示された方向性＞

- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。

I 断らない相談支援

II 参加支援

III 地域づくりに向けた支援

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）

世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）

等

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

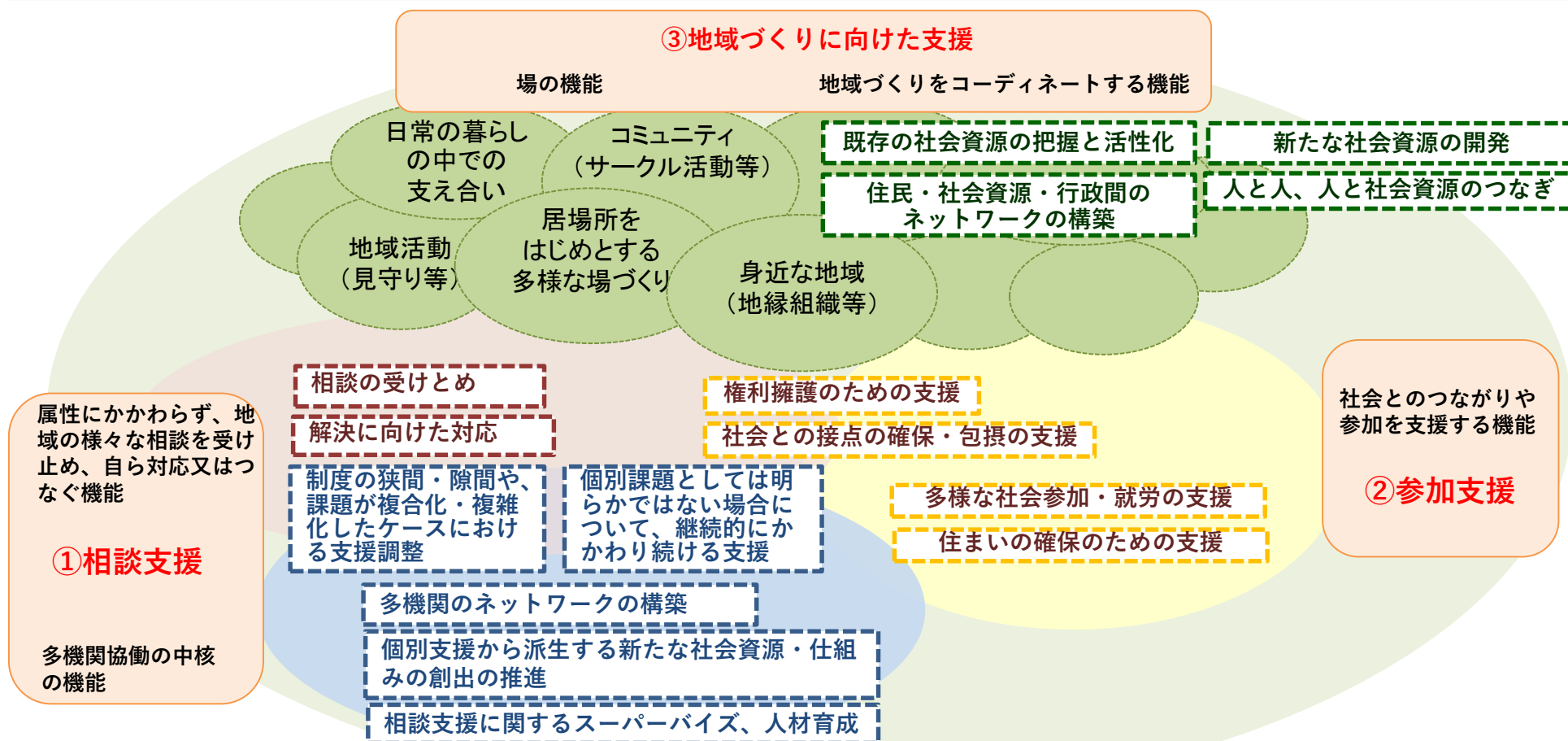
◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

③地域づくりに向けた支援

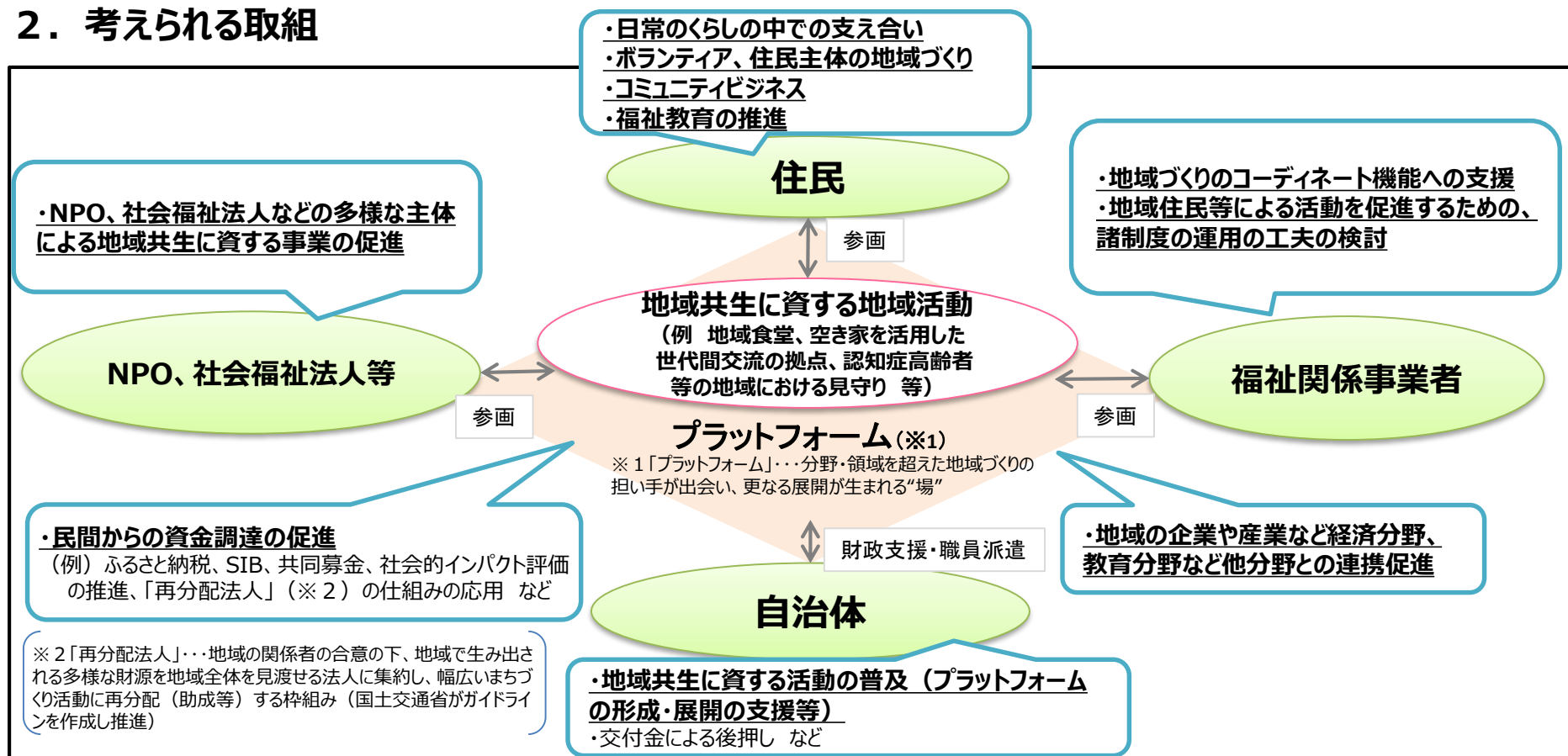
◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組

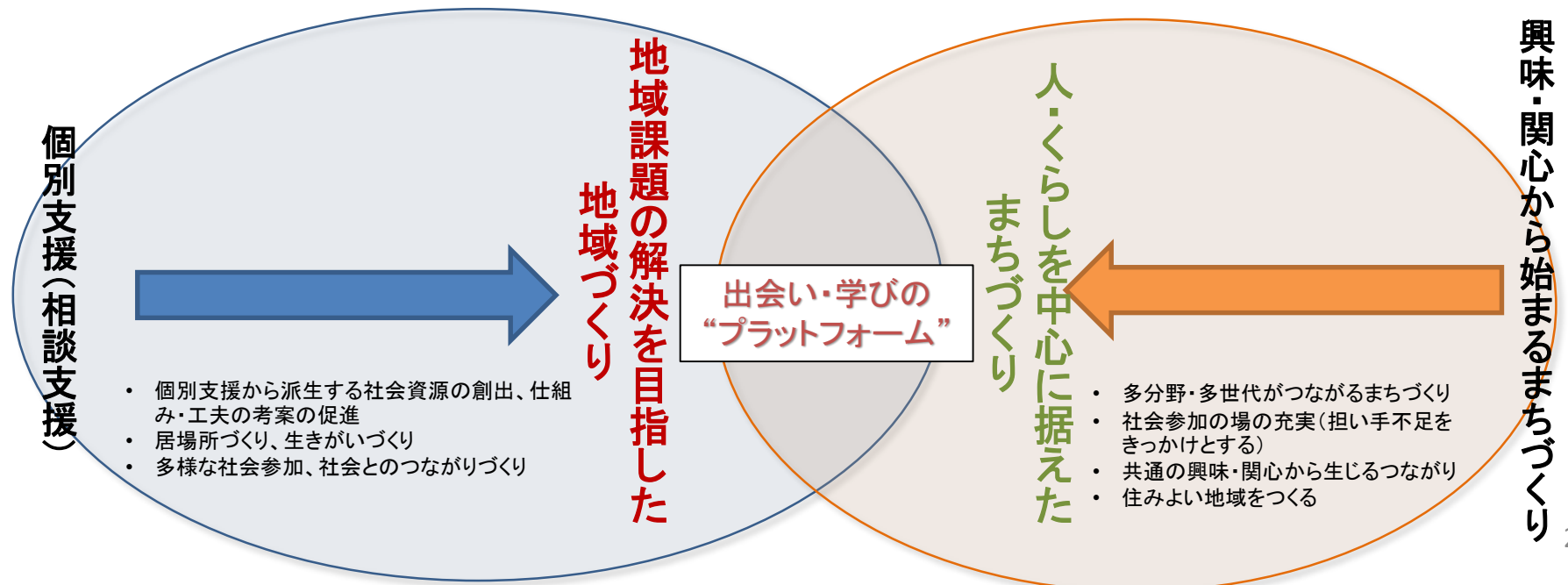


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業（新設第106条の4）を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

○ 国、地方自治体の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。（新設）

- 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定
- 重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

新

参加
支援

地域
づくり
に向け
た支
援

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3つの支援の関係性（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

- ・ ①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる
- ・ ①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

新

アウトリーチ等
を通じた継続的
支援

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

新

多機関
協働

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

新

支援プラン
の作成

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5 （略）

106条の3と106条の4の関係性

- 106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。
- 対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

○地域福祉計画の記載事項

※下線部は、今回の改正・新設部分

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画（第108条）についても基本的に同様の改正

○国及び地方自治体の責務（第6条第2項）の改正にも表れているように、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、地域福祉計画の記載事項とする。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】生活困窮者自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくり事業	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働事業 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっての考え方

各自治体の状況

- これまでのモデル事業の実績をみると、自治体によって、庁内の体制構築の進捗や既存事業の支援スキルのレベルには差異がみられる。
- また、これらの違いにより、自治体ごとに各事業所の支援対象者の考え方や、支援関係機関が有する支援困難事例の状況等にも相違がある。

A市職員



うちの自治体では、支援関係機関同士の連携や情報共有の仕組みが十分に機能していない。

B市職員



うちの自治体では、各支援関係機関が認識する支援対象者の考え方が限定的。そのために、相談者の受け止めが十分にできていない。

C市職員



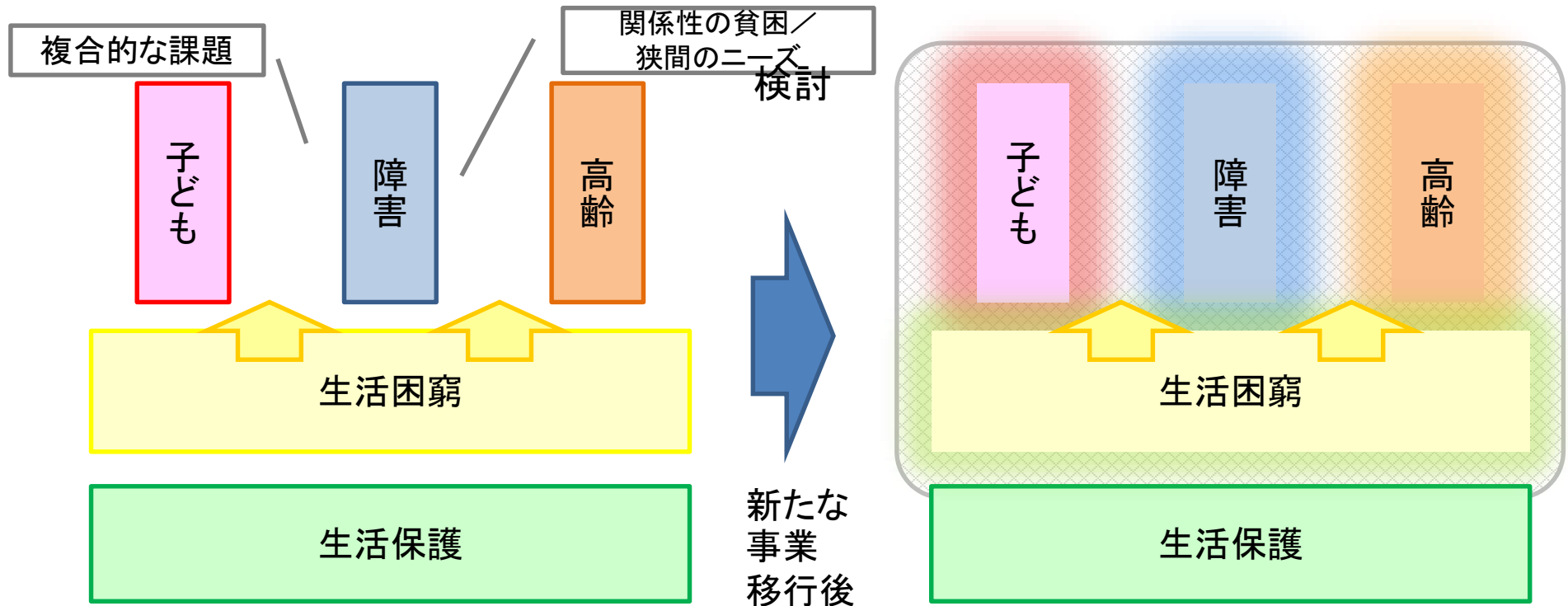
うちの自治体では、特定の支援関係機関に難しい支援事例が集まっている。

体制整備に当たって求められる取組

- 重層的支援体制整備事業の実施にあっては、自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理することが求められる。
- これらを整理することによって、
 - ・重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
 - ・既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
 - ・重層的支援体制整備事業の支援の範囲
 - ・重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていくことが求められる。

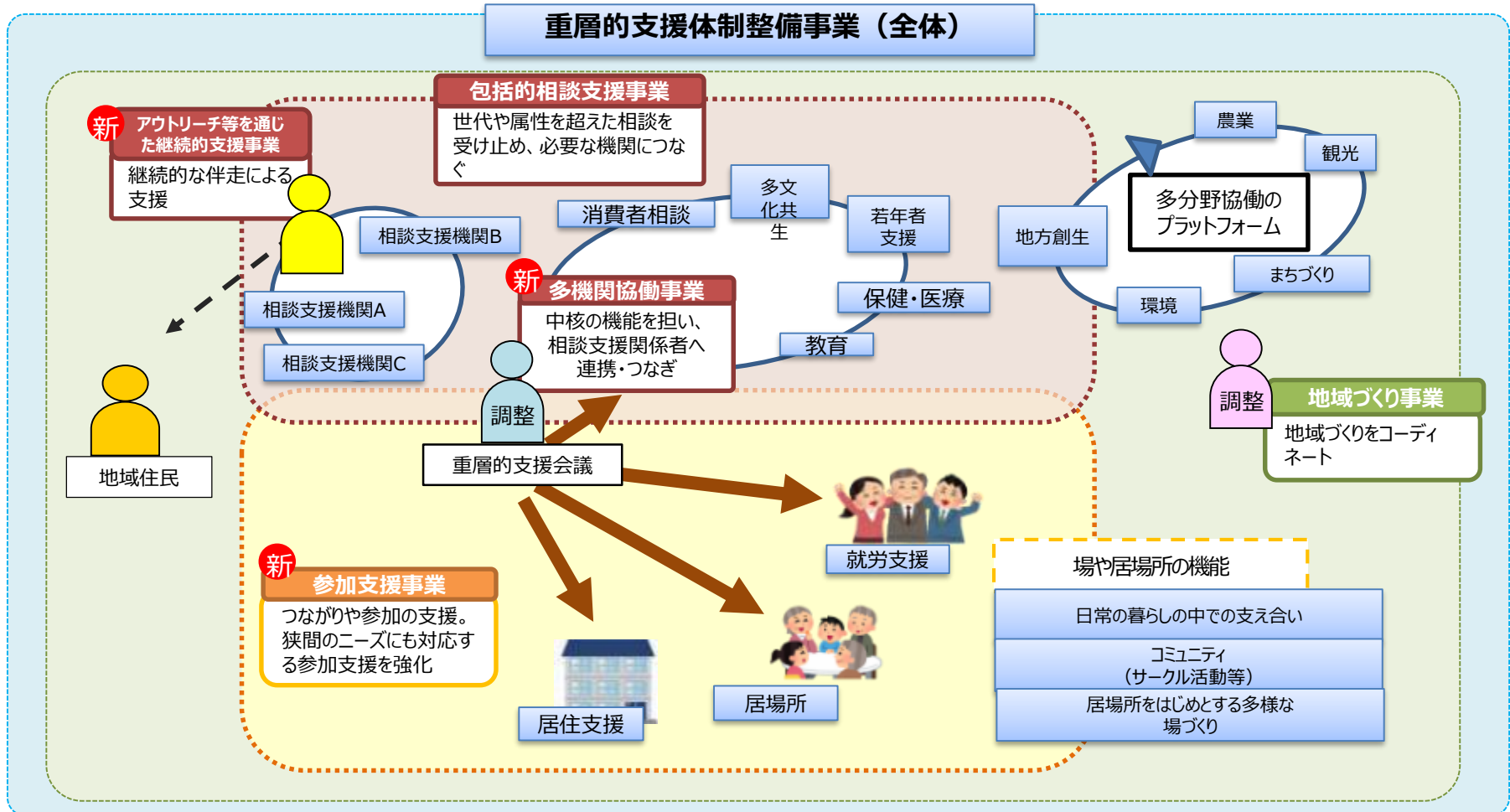
重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

(1) 現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

(2) 令和3年度 of 取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業による補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに新事業の実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いする。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、包括的な支援体制の構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的なご支援をお願いする。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算
116億円

【重層的支援体制整備事業】 令和3年度予算:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他（重層的支援体制整備事業への移行準備等）】 令和3年度予算:40億円

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

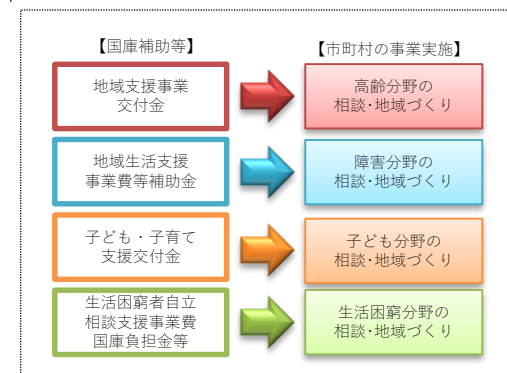
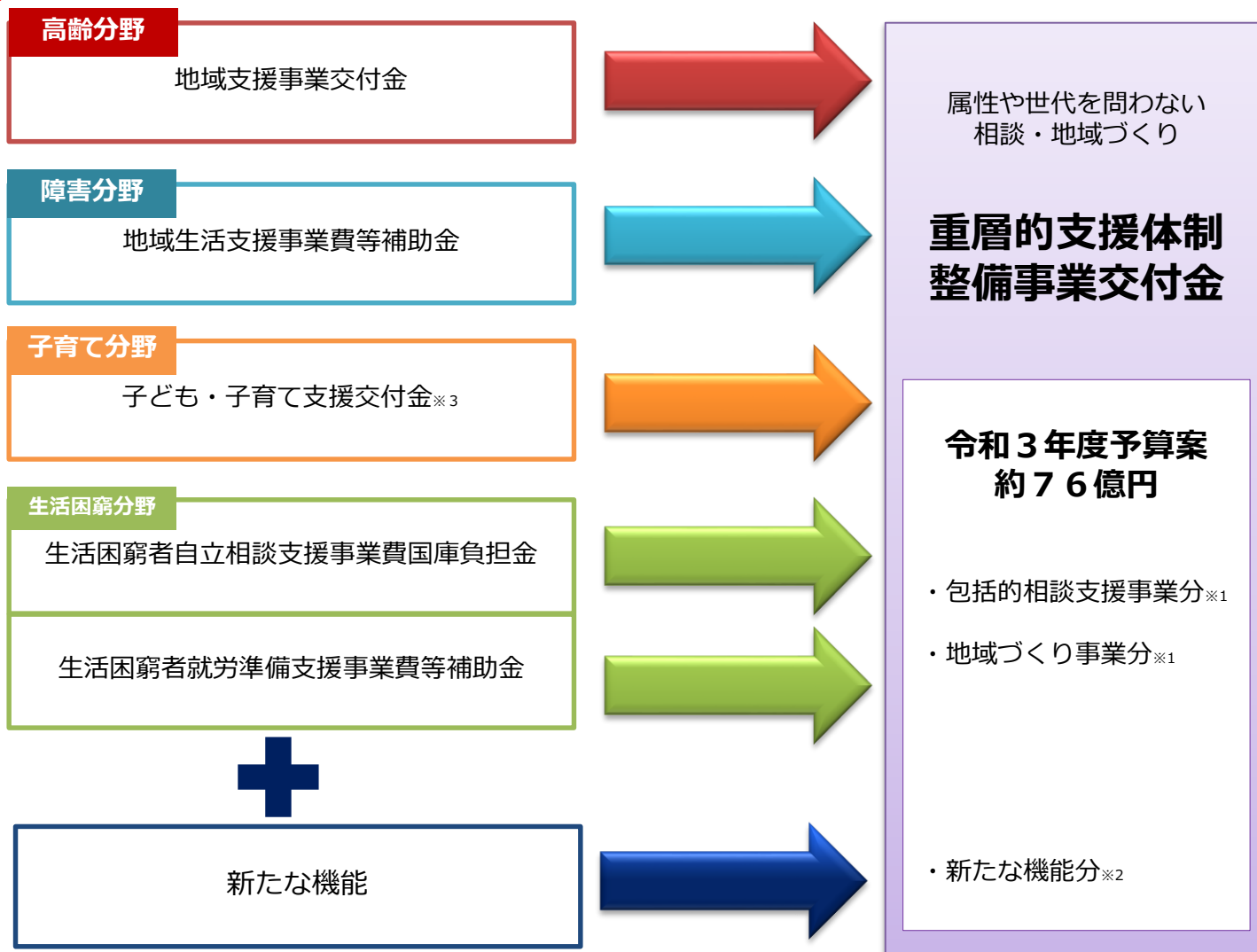
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※₁の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※₂を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



<※₁ 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

<※₂ 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※₃ 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

全国で42自治体

(うち九州・沖縄は2自治体)の予定

※うち令和2年度モデル事業実施自治体32自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

全国で234自治体

(うち九州・沖縄は37自治体)の予定

→令和4年度に重層的支援体制整備事業に移行予定

※うち令和2年度モデル事業実施自治体176自治体

※参加は手上げ方式

参考：全国の自治体の数1741（令和2年現在）

九州・沖縄の自治体の数274（令和2年現在）

令和3年度 重層的支援体制構築に向けた 都道府県後方支援事業 実施予定自治体

全国で39道府県
(うち九州・沖縄は8県中5県) の予定
※うち令和2年度モデル事業実施自治体25自治体

※参加は手上げ方式
全国の都道府県の数47

令和３年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等①

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談支援 事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (１号保険料)
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	－
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	－
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	－	1/4	－
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	－	1/4	－

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を原則実施

令和３年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等②

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (１号保険料) 27/100 (２号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (１号保険料)
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1/2	—	1/2	—

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を原則実施

令和 3 年度における新たな機能分の補助基準額

市町村人口規模	補助基準額(円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※市町村人口規模は令和 3 年 1 月 1 日時点

都道府県による市町村への後方支援について

- 今回、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び都道府県の責務（社会福祉法第6条第3項）として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定したところ。

【参考】社会福祉法 改正案 ※改正後

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 具体的には、**都道府県による市町村への後方支援**として、
 - ・市町村本庁内連携促進のための支援（市町村の関係部局横断的な説明会の実施など）
 - ・市町村間の交流・ネットワーク構築支援（情報共有の場づくり）
 - ・重層的支援体制整備事業の周知・広報
 - ・各市町村、各支援員を対象にした研修（重層的支援体制整備事業への移行促進等を目的としたもの、市町村職員・支援員の資質向上を目的としたもの、ケース検討等）の実施
 - ・市町村の包括的な支援体制構築のための実態調査、先駆的取組の情報収集・発信などが考えられる。

マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。
また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。